

ケアハウスに従事する職員の給与改善の実現に向けた事務費の 引上げについて(要請)

平素よりケアハウスの活動推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

栃木県におきましても、高齢者の数が増加しているところであり、そのうち自立した生活が不安であったり身寄りのないなどのために福祉的措置を必要とする方の数も増加してきております。このような中で私どもケアハウスと致しましても入所者の方の支援のため日々努力を重ねておりますが、近年各種運営経費が増嵩してきていることから、大変厳しい事業運営を強いられております。日々の支出のコストカットについては、やりつくした感がある中で、必要な建替・修繕を行うこともできず、入所者に対する福祉サービスの質を維持することが困難な状況になってきております。職員の給与についても改善することができない状況です。

このような中で、政府が昨年11月に取りまとめた経済対策及び令和3年度補正予算において、医療・介護・保育職員の給与の公的価格の引き上げによる処遇改善を行うこととされ、そのうち介護職員については給与の3%程度(9,000円/月)の引き上げを行うものとされました。

しかしながら、この給与の公的価格の改善の対象となる職員は、「介護報酬上のサービスを行う介護職員」のみとなっており、ケアハウスの職員は対象に含まれておりません。このことについて現場職員は、給与がもともと介護保険の対象施設に比べて低い水準にあることに加え、同じ高齢者福祉・介護を担う職員でありながら処遇改善の対象とならないことに深い失望を抱いており、事業者としても職員のモチベーションの維持向上を図り、必要な人材確保をし、高齢者福祉を充実させていくことがもはや不可能となってしまうと大きな危惧を抱いております。ケアハウスに係る全国団体である公益社団法人全国老人福祉施設協議会においても、政府に対して、ケアハウスの職員を処遇改善の対象とするよう強く要望活動を行ってきたところです。

このたび、政府においてケアハウスの職員についても必要な処遇改善を図ることが重要であるとの政策判断をいただき、厚生労働省から関係自治体に対して発出された令和3年12月24日付け老高発1224第1号「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」の中で、老人保護措置費に係る支弁額等(ケアハウスの職員の処遇改善を図るための事務費等の基準)について適切に改定いただくよう依頼がなされるとともに、この改定を行った場合に生じる経費については、令和4年度から地方交付税措置を講じることとされた旨が明らかにされました。

栃木県の財政事情は大変厳しい状況であることは承知しておりますが、地域の高齢者福祉の水準を維持発展させるために、ケアハウスの事務費の単価の増額による職員の給与の改善について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和4年1月吉日

栃木県知事
福田 富 一 様

(一社) 栃木県老人福祉施設協議会
会 長 大 山 知 子